

# 一般質問

(一括質問) NO. <44>

平成27年6月30日

◎はじめに⇒憲法改正問題について

1 少子化対策について [ 保健福祉部長 ]

- (1) 岡山版ネウボラ制度
- (2) 合計特殊出生率の数値目標
- (3) 若者の非婚化等
  - ア 未婚率
  - イ 意識改革等
  - ウ 経済問題
  - エ 出産祝金制度
- (4) 在宅育児支援強化策

2 高齢ネウボラ制度の構築について [ 保健福祉部長 ]

3 教科書採択問題について [ 教育長 ]

- (1) 決意等
- (2) 総合教育会議への提案等

◆(再質問あり)

自由民主党 岡山県議会議員

総務委員会委員・・教育再生・子ども応援特別委員会委員

波 多 洋 治

# 岡山県議会議員・波多 洋治

急告!!

## ご案内

### 第44回目的一般質問!お待ちしております!

#### 1, 期日=平成27年6月30日(火)

★登壇時間は、小生本議会一般質問のオオトリを務めることとなり、午前中に2人になる場合と3人の場合があり、スタート時間が違います。いずれにしても午後でありますので、1時頃に傍聴席にお出でいただければ幸甚です。それ以後しばらくお待ち下さい。

午後1時00分～1時50分(スタート時刻は不明)

#### 2, 場所=岡山県議会3F議場傍聴席

3, 質問内容:教科書採択問題・人口減対策・高齢者対策

#### 今後の予定・講演会案内 美しい日本の憲法をつくろう

★テーマ:憲法改正に向けた国民運動

1, 平成27年7月6日(月) PM1:30～3:00

岡山県福祉文化会館(岡山神社隣)・講師:日本大学・百地 章先生

2, 平成27年10月11日(日) PM1:00～3:00

岡山シンフォニーホール・講師:稻田朋美(予定)・舞の海

3, 憲法改正に向けた1万人国民決起集会:11月10日(火):於・日本武道館

◎署名活動にご協力をお願い申し上げます!

熱血会:はたようじ後援会事務所

〒701-0143 岡山市白石65-1 E-mail: hata@okako.com

T E L: 086-251-1288

F A X: 086-251-1277

**ようこそ、おいでくださいました!** 私の一般質問は、  
今回で44回目の登壇になります。4期13年目のス  
タートに当たり、「日本を守る、家庭を守る」を主た  
るテーマにして取り組みます。人口増対策こそ、最重  
要・喫緊の課題であります。本県福祉行政を担当する  
保健福祉部長が、どれだけ勇気を以て、岡山県独自の  
施策に挑戦するか、を期待して、答弁を待ちたい、と  
思いますが・・・どうぞ最後まで、ご静聴下さい。

## 一般質問 [一括質問] 自民党 波多 洋治

◎はじめに⇒憲法改正問題について

### 1 少子化対策について [保健福祉部長]

- (1) 岡山版ネウボラ制度
- (2) 合計特殊出生率の数値目標
- (3) 若者の非婚化等
  - ア 未婚率
  - イ 意識改革等
  - ウ 経済問題
  - エ 出産祝金制度
- (4) 在宅育児支援強化策

### 2 高齢ネウボラ制度の構築について [保健福祉部長]

### 3 教科書採択問題について [教育長]

- (1) 決意等
- (2) 総合教育会議への提案等

---

憲法改正に向けた国民運動 **講演会案内** 美しい日本の憲法をつくろう!  
1, 平成27年7月6日(月)PM1:30~3:30 岡山県福祉文化会館 講師:百地 章先生  
2, 平成27年10月11日(日) PM1:00~3:00 岡山シンフォニーホール

講師:稻田 朋美先生(衆議院議員・自民党政調会長) 舞の海(相撲解説者)

★お誘合せの上、多数のご来場をお待ち致しております。

一般質問[定稿]　自由民主党 33番 波多 洋治  
平成27年6月30日(火) PM1:00~

皆さん、こんにちは。

自由民主党岡山県議団、波多洋治です。今回で、44回目の質問になりますが、初めて、「こんにちは」で始まりました。一般質問もいよいよ最終日、最後の質問となりました。お疲れのこととは存じますが、しばらく、ご静聴のほど、よろしくお願い申し上げます。本日も、傍聴席の皆さん、ありがとうございます。

さて、先般私は、日本会議岡山県地方議員連盟の一員として衆議院会館で開かれた、日本会議地方議連の総会に出席させていただきました。従来の総会では、日本の国防や歴史・文化・伝統に関わる問題、尖閣・竹島・北方領土の問題、北朝鮮による日本人拉致の問題、慰安婦問題、夫婦別姓問題また教科書採択問題など、様々な社会問題をテーマに取り上げて、取り組むべく運動方針が提案されておりましたが今回は、「憲法改正」に向けた賛同者拡大運動の推進が最大のテーマでありました。

現行憲法は、敗戦後の占領下で、国際法に違反して制定されました。日本が最初の案を提示いたしましたが、それは一蹴され、GHQがわずか8日間で、アメリカ人だけで、英文で草案を作り、それを翻訳しろ、という形で日本に示されたものであります。それ故、条文の日本語が明らかにおかしい箇所もいくつもあります。その制定過程には主権国家として、独立国として大変大きな問題があります。また70年を経過して、現実との不具合が出たり、時代情勢にそぐわないところもたくさん出てまいりました。

例えば、現行憲法下において、自然災害や外国からの武力攻撃、テロ攻撃やパンデミックなど緊急事態に対応できるか、あるいは中国の脅威から日本の領土と独立が守れるのか、また人口減少危機が突きつける、行き過ぎた個人主義が家族崩壊を促進していることに耐えられるか、など様々な問題を抱えております。的確な改定作業によって、現代の時勢に沿う内容に変えていかなければなりません。

憲法は、国家の一番上にある最高法規です。そして主権者である国民に、それを決定する権利があるのです。日本らしい日本の姿を示し、世界に貢献出する憲法であると共に、未来の検証に耐え得る美しい日本語による、すばらしい自主憲法を後世に残そうではありませんか。

それでは通告に従い、質問に入ります。

先ず始めに、岡山版ネウボラ制度について、保健福祉部長にお伺いしたいと存じます。

ご承知の通り、ネウボラとは、フィンランドにおける子どもとその家族を支援する公的施設で、母子の病気の予防や心身の健康促進を目的としています。妊娠期から子育て期を通して、無償で利用できるネウボラは、この国で出産する親と子どもの、ほぼ100%が利用しています。フィンランドでは70年の歴史を持っていますが、日本でも、平成26年度から、「妊娠・出産包括支援モデル事業」として、日本版ネウボラ構想も始まりました。

遅まきながら、昨年フィンランドを訪問して、この制度に巡り会えたとき、この制度の岡山版を構築すれば、まさしく切れ目のない、安心して結婚・妊娠・出産・育児に対応できる制度と確信を致しました。「ネウボラとはアドバイスを受けとる施設」ではありますが、擬人化して申し上

げますと、ネウボラには、出産ネウボラと子どもネウボラという存在があり、我が国の「かかりつけ保健師さん」または「かかりつけの助産師さん」ということになります。

ネウボラの保健師になるためには、高校卒業後4年間の職業訓練高等教育機関で学びます。履修科目は看護師よりも多く、病気の治療・予防だけでなく、人間の発達段階に関する知識、健康増進のための知識などを学びますから、とても高度な資格ということになります。

さて本県では、保健師は保健所の所掌ですが、保健福祉部の概要を調べても、看護職員としての位置づけぐらいで、職務の内容や資格等についての記載がありません。平成24年の資料では、保健師は946人、助産師は468人、また児童福祉法に基づき、児童委員を兼ねている民生委員が約4300人委嘱されています。また、乳幼児から高齢者まで、全ての住民と協力しながら活動している健康づくりボランティアである愛育委員も約1万8000人が登録されています。保健師・助産師・また民生委員や愛育委員は、いずれも地域における出産や育児などの社会福祉の増進に務める公共また民間の人達です。

保健福祉部長さん、公共・民間の違いはありますが、この組織と人員を整理し、再編して、岡山版ネウボラに特化させることは可能ではないでしょうか。

岡山版ネウボラ制度構築のためには、予算・組織・教育機関・資格・報酬など、様々な問題が横たわっていることは理解出来ますが、まさしく「人口増」対策の重要な取組みとして検討されては如何でしょうか。そのためには、現状分析とともに、「岡山版ネウボラ」に特化して、集中して、施策を構築することが大切であると思います。

保健福祉部長のご所見をお聞かせ下さい。

## 保健福祉部長答弁

自由民主党の波多議員の質問にお答えいたします。

まず、少子化対策についてのご質問であります。

岡山版ネウボラ制度についてであります。現在市町村では、ネウボラと同様に、保健師が地域の母子保健サービスの担い手として、医療機関などと連携し、妊娠期から就学前までの切れ目ないサポートを行っております。

しかし現状では、個々の多様なニーズに対応するためには、人的制約や一層の専門性が求められるなどの課題があることから、保健師のスキルアップのための研修を行うとともに、愛育委員や児童委員などとさらに連携が進むよう市町村に働きかけるなど、ネウボラも参考にしながら、母子保健サービスのさらなる充実に努めてまいりたいと存じます。

例えば、フィンランドでは、合計特殊出生率は1.8であり、この高い出生率を支える要素の一つにネウボラ制度が挙げられています。日本は1.43、岡山県は1.49であります。

先般、2014年の人口動態統計が発表されました。本県の出生数が過去最少となり、子ども未来課は、「合計特殊出生率は5年後に1.61を目指す上で非常に厳しい結果となった」とコメントされています。今回の「おかやま創生総合戦略(素案)」では、「若い世代の希望をかなえる少子化対策の推進」の中で、男女が希望する年齢で結婚し、安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を進めると

基本目標を立て、合計特殊出生率の数値目標を1.61に上げられました。

保健福祉部長さん、1.49が1.61になるとはどういうことですか。また、人口維持には、2.07以上の数値目標が必要であるにも関わらず、何故1.61でしょうか。

## 保健福祉部長答弁

### 合計特殊出生率の数値目標

平成26年人口動態統計によると本県の出生数が過去最少となった。おかやま創生総合戦略素案では、男女が希望する年齢で結婚し、安心して子どもを産み育てられるよう切れ目ない支援をするとし、合計特殊出生率の数値目標を1.61としたが、1.49が1.61になるとはどういうことか。また、人口維持には2.07以上が必要だが、なぜ1.61なのか、併せて保健福祉部長に伺いたい。

次に、合計特殊出生率の数値目標についてであります。県民の結婚・出産・子育てに関する希望がかなった場合の出生率である1.72を10年後に達成することを目指し子どもプランに基づく取組を5年間進めた結果が、1.61であり、順調に希望がかないつつある状態を示す数値であります。

引き続き、結婚から子育てまで切れ目ない支援に努めるとともに、結婚や子育ての素晴らしさを伝えることで、若い世代の希望出生率が次第に人口維持に必要な2.07に向けて上昇し、自然減に歯止めがかかるよう全力で取り組んでまいりたいと存じます。

ところで、子供の数が34年連続で減少し、生産人口も

また32年振りに8000万人割れ、主要国における高齢化率も、日本は26.0%と高く、世界一。そして昨年5月、日本創成会議は2040年に、**何もしなければ**、自治体の約半数、896市町村が消滅の危機にあると指摘。少子高齢化が地域社会に及ぼす弊害は、やがて地方都市の沈没、東京・日本の沈没へと続くわけであります。そのような中、経済財政諮問会議・有識者会議「未来の選択委員会」は、50年後に1億人程度を維持できるとし、そのためには、若者が安心して結婚できる環境整備と、年齢・性別に関わらず能力が発揮できる仕組みづくりを提言されました。岡山県では人口の推移の中で、2040年161万人と推計しており、約33万人の人口減が予測されています。日本沈没を救済する政策、それこそが人口を増やす対策であり、最重要、喫緊の課題と痛感するわけであります。

岡山県人口ビジョン素案においても、若者の非婚化や晚産化の進行が「少子化」最大の問題であるとしています。まさしく、日本の少子化問題は、若者の結婚問題であります。人口減対策として、仕事と子育ての両立支援とか保育所の整備などあげられますが、私にはピントがずれていると思えます。若者の非婚化・晚産化に焦点を当て、それに特化して政策を打ち出すべき、と考えます。

岡山県の生涯未婚率は男性で17.8%、女性では8.6%であります。それでは、25歳～29歳、30歳～34歳の年齢層における男女の未婚率はいかがでしょうか。保健福祉部長に感想と併せ、お伺い致します。

## 保健福祉部長答弁

ア 未婚率

次に、若者の非婚化等のうち未婚率についてであります  
が、平成22年の国勢調査によりますと、25歳から29  
歳までの未婚率は、男性が71.8%、女性は60.3%  
30歳から34歳まででは男性が47.3%、女性が3  
4.5%となっております。

とりわけ25歳から29歳までの女性の未婚率が30年  
間で約2.5倍となるなど、未婚化、晩婚化が著しく進  
んでいることに強い危機感を持っており、今後、中高生など  
早い段階からの妊孕性に関する知識の普及や、出会い・結  
婚サポートセンターの取組などを通じ、若者の結婚支援を  
強化してまいりたいと存じます。

### 何故若者が結婚できないのか。

第1の理由に、未婚男女の意識の問題が挙げられます。  
それは、生涯未婚率や「晩婚・晩産化」の上昇が顕著であ  
り、かつ未婚男女の意識調査の結果、いずれは結婚した  
い、が男性で68.2%、女性で75.7%あります。また若い世代に「未婚」「晩婚」が増える理由として、独身  
の自由さや気楽さを失いたくない、という数字が51.9  
%もあって、経済的に余裕がないから、の理由47.4%  
や、結婚の必要性を感じていないから、の理由41.9%  
を越えていることからも推察できます。

若者の晩婚化・非婚化対策の例を挙げますと、九州大学  
の佐藤剛史先生の人気ゼミ「婚学」があります。20人定  
員のゼミに180人が殺到するほどの人気振りですが、結  
婚に自信のない最近の大学生に、一步前への結婚学を教  
えています。まさしく少子化対策の最重要課題は、結婚に対  
する意識改革・価値観教育が急がれると思います。

なぜ結婚が必要か、何故家庭が必要なのか、子供を産み

育てる意義はどこにあるのか。その上で、環境整備を行つてこそ、効果的な少子化対策になるのではないか、と思います。この若者達の意識改革・価値観教育にどのように取り組んでいくのか。保健福祉部長のご所見をお聞かせ下さい。

## **保健福祉部長答弁**

### **イ 意識改革等**

次に、意識改革等についてであります、今年度設置する出会い・結婚サポートセンターにおいて、大学生等を対象にライフプラン出前講座を開催することとしており、お話の佐藤氏には、先般、サポートセンターのスタッフ研修で、若者を結婚に向き合わせるための効果的な方法などについてアドバイスいただいたところであります。

さらに、結婚や子育ての喜びやすばらしさを伝えるポジティブキャンペーンの展開や、サポートセンターの事業を通じ、若者が結婚、子育てに前向きな意識を持つことができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

### **【再質問】**

県が実施する出会いの場づくりにおいて、若者の意識改革や価値観教育についての啓発を行ってほしい。

### **【答弁】**

お話の佐藤先生にも関わっていただき、大学生を対象に4回の講習会を実施する予定である。また、ポジティブキャンペーンとして、ストーリー性のある動画をyoutubeで公開するなど、取組を進めてまいりたい。

私は、若者が結婚できない第2の理由は、経済問題にあ

ると思います。未婚女性が結婚相手に求める最低年収は、400万円以上です。しかし、未婚男性で400万円以上は4人に1人、さらに独身男性の3割弱が年収200万円以下であります。結婚相談所ブライダルチューリップによると、「年収400万円以上」が結婚できるかどうかの明暗を分けているといい、それ以下の男性は対象外として除外されてしまう風潮が根強く残っているのだそうです。政策によって、このギャップを埋めることができるでしょうか。保健福祉部長のご所見をお聞かせ下さい。

## 保健福祉部長答弁

### ウ 経済問題

次に、経済問題についてであります。県民意識調査では、未婚者の約6割が結婚に際しての問題に生活資金を挙げており、経済問題は、若者が結婚に踏み切れない大きな要因の一つであると考えております。

生き活きプランにおいても、県民の所得向上を指標として掲げているところであり、就職支援などにより、若者の経済的自立を図るとともに、今後は、さらに、結婚・子育ては人生を豊かにするものであることを伝えるポジティブキャンペーンを開催することなどにより、若者が結婚・子育てに前向きになれる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

さて、既婚夫婦が望む理想の子供数が、子育てや教育にお金がかかりすぎるとか、高年齢で生むのが嫌などの理由で、実現出来ていない現実があります。まさに結婚適齢期での結婚や子育て経済支援の重要性があります。最近市町村でも、民間でも、出産の時にお祝い金が贈呈されること

があります。ソフトバンク社には、出産祝金制度があり、3子の誕生で100万円、4子で300万円、5子で500万円の祝金が贈呈されます。本県の実態は如何でしょうか。保健福祉部長にお伺い致します。

## 保健福祉部長答弁

### エ 出産祝金制度

次に、出産祝金制度についてであります。県内では、5市町村が出産祝金や出産準備金を贈呈する制度を設けております。

また、県内企業に対する調査は行っておりませんが、子育て応援宣言企業に、3人目以降の子どもを出産した時に200万円を支給するなどの制度を設けている企業があります。

また、既婚女性の90.1%は、「子供が3歳ぐらいまでは、母親は仕事を持たずに育児に専念したほうがよい」と賛成しています。つまり子供が生まれたら一端仕事を辞めて、大きくなったらまた働き始めることを希望しているのであります。しかしながら、家庭での子育て支援は極めて不十分な実情があります。「在宅育児支援」にもっと力を入れるべきではないでしょうか。

「在宅育児支援強化策」について、4点申し上げたいと思います。

1点目は、配偶者控除の見直しであります。子供の健全な成長には、3歳までの子育ては親がすべきであり、まさしく配偶者控除は在宅育児支援の意味があり、これを廃止することは「在宅育児支援」に逆行することになります。配偶者控除廃止は、母親に仕事を強いるものであり、むし

ろ控除拡大を目指すべきであります。

2点目は、3世代同居家族への支援策であります。核家族では、経済的・環境的理由により、理想の子供数を断念せざるを得ない状況にあり、円満な3世代家族では、子供の数が2人及び3人が8割近くを占め、理想の子供数が実現しやすい、と言われています。3世代同居の家族に手厚い支援策を打ちだすべきです。

3点目は、大胆な在宅育児手当を導入すべきです。0歳児保育には、いくらの税金が投入されますか。1人当たり月額50万円とも言われています。3歳児までは、保育所を利用している家庭と、在宅で育児を行っている家庭の支援の不均衡を是正すべきです。

4点目は、現行憲法には、家庭の尊重規定や家族を社会単位として捉えるという規定は存在しません。であるならば、家庭と結婚の価値を基本理念として定める条例の制定や都市宣言により、家庭や家族そして結婚を保護するべきであります。そのための手厚い施策を望むものであります。併せて、保健福祉部長のご所見をお伺い致します。

## 保健福祉部長答弁

### (4) 在宅育児支援強化策

次に、在宅育児支援強化策についてであります。まず配偶者控除の拡大については、子育て支援の観点のみで検討するのではなく、幅広い議論が必要と考えております。

次に、3世代同居への支援については、今年度、企業向け孫育て休暇奨励金制度を創設したところであり、今後、県民意識調査の結果なども参考に、効果的な施策を研究してまいります。

次に、在宅育児手当については、その効果と財源につい

て慎重な検討が必要であると考えております。

最後に、家庭や家族、結婚を保護するための施策については、家族を持つ喜びなどを若者に伝えるポジティブキャンペーンなどに取り組んでまいります。

いずれにしても、子ども・子育て支援新制度を着実に実施し、在宅子育て家庭の支援に努めてまいりたいと存じます。

### 【再質問】

在宅育児支援を強化するならば、保健福祉部長として配偶者控除を拡大すべきと言うべきだ。

### 【答 弁】

配偶者控除制度は、家庭での家事や養育による夫の所得獲得への貢献が評価され創設されたと承知しているが、女性の就労などとの関連もあり、税制度全体で検討されるべき課題と認識している。

さて、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない政策実現のために、岡山版ネウボラの構築をお願い致しました。今一つ、保健福祉部長のご所見をお伺い致します。それは、高齢者に対するネウボラ政策の拡充であります。つまり

「出産ネウボラ」「子供ネウボラ」にたいする「高齢ネウボラ」であります。養護や介護に迫られた家族からの申し出があった場合、マンツーマン対応の出来る保健師さんが担当することです。家族が、介護施設を探したり、ショートステイ施設を訪ねたりすることなしに、ワンストップのサービスで対応できる制度を構築すべきです。安心して、老後の生活を送るために、そして家族の肉体的・精神的負担を軽減するためにも、出産ネウボラや子供ネウボラ同様の、きめ細かに対応の出来る高齢者のための高齢ネウボラ

制度を構築すべきであると思いますが、如何でしょうか。  
保健福祉部長のご所見をお伺い致します。

## 保健福祉部長答弁

次に、高齢ネウボラ制度の構築についてのご質問であります。現在、全ての市町村が、高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを設置し、保健師などの職員が介護や福祉、医療などに関する様々な相談に応じ、適切なサービスの紹介や問題の解決に向けた支援などを行っております。

このため、現時点で、高齢ネウボラ制度の構築は考えておりませんが、高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、お話の趣旨も踏まえ、引き続き、市町村と連携し、センターの機能強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの早期構築に取り組んでまいりたいと存じます。

次は、教科書採択問題について、教育長にお伺い致します。文科省は、これまで教科書の採択については、教育委員会が責任を持って自ら決めるように求めていましたが、本年4月7日付け「平成28年度使用教科書の採択について」の通知において、今回初めて具体的に、「絞り込み禁止」を明記致しました。従前から、教科書採択の実態は、多くの場合、まず現場の教員が、「教科書調査員」となって、各社の教科書を調査研究し、その過程で推薦する教科書に順位をつけて、教育委員会の諮問委員会である「教科書選定委員会」に報告、それを受けた教育委員会は、首位または上位の教科書の中から選ぶようなことが行なわれてきました。このたびの通知は、このような採択を明確に禁止しています。そして同時に、教職員の投票によって教科

書を決定することや、自ら十分な審議や調査研究をしないで、今までの慣例によって決定することも、禁止しています。またこれまで不十分だった「採択結果の公表」についても、「採択結果及びその理由等」を積極的に公表することを求めていきます。

また今回の通知は、県教育委員会教育長になされたものであります。従って県教育委員会は、本県27市町村に對して、適切な指導、助言又は援助することを要請されています。この通知は、出来るかぎり早く市町村に知らせ、自らの判断と責任を持って適切に採択を進めるよう要請されなければなりません。

始めに、来年度からの中学校の、適切な教科書採択に向けた教育長の決意と、文科省の通知に対する所見、並びに27市町村に徹底されるよう要請されたかどうか、について、お答えを戴きたいと存じます。

## 教育長答弁

### 3 教科書採択問題について

#### (1) 決意等

県教委では、市町村教委に対し、自らの権限と責任に基づき、各地域の実情や生徒の実態等に応じた教科書の公正な採択に向け、お話を教員による投票や順位付けを行わないこと、保護者や有識者の参画を求めるなど指導しております。

また、開かれた採択となるよう、採択後には、議事概要や採択理由等の積極的な公表を指導しております。

私自身、教育長会等で直接、こうしたことを強く働きかけてまいりましたが、今回の国の通知は、これまでの方向性がより明確に示されたものであり、今年度の中学校の教

科書採択における指導を徹底する必要があると考えております。

このため、市町村教委に速やかに通知を発出するとともに、担当者会で通知内容の徹底を図ったところであります。厳正に教科書採択が行われるよう指導助言してまいりたいと存じます。

次に、先般知事主宰の総合教育会議の結果、岡山県教育大綱案がまとめられましたが、その中には教科書に関する記述が一切ありません。なるほど最終的には、どの教科書を採択するかの決定は、教育委員会の専権事項ではあります。しかしながら首長が新たに定める「大綱」に、どのような教科書を求めるか、を記載するために、教科書採択の方針や採択基準等について、総合教育会議の場で協議することは当然のことです。なぜならば、教育現場にあっては、教科書が、最大の、重要なツールであり、次代を担う子供たちの、心と知識の栄養分であるからです。

過去には、教育基本法を遵守したよい教科書を、採択させまいとする勢力は、国を愛する真っ当な教科書を「戦争賛美」だの「歴史修正主義」だのと、根拠なき誹謗中傷を行っては、採択を妨害したのであります。まさにこうした行動こそが、「外部からの不当な働きかけ」であり、採択現場に混乱と動揺を与えたのであります。

一部に、総合教育会議において、「教科書の採択」について協議してはならない、などというデマが飛んでいますが、文科省に確認の結果、総合教育会議の場で「教科書採択の方針」について協議することは当然のことであり、全く問題のないことを確認しております。従って岡山県教育

大綱には、教科書に関する採択の方針と、採択基準等を明記して、教育委員会にその実行を求めるることは、県民の代表者である知事として、当然のこと就可以了。結果として、知事もまた教科書採択について説明責任が生じることになります。

教育長は、なぜ総合教育会議に、教科書の採択方針や基準について、提案しなかったのか、岡山県教育大綱に掲載する必要はないと判断されていたのか、ご所見をお聞かせ下さい。

## 教育長答弁

### (2) 総合教育会議への提案等

総合教育会議で岡山県教育大綱案がまとめられたが、教科書に関する記述が一切ない。なぜ同会議に教科書採択の方針や基準について提案しなかったのか。大綱に掲載する必要ないと判断したのか。大綱に、教育基本法を遵守した良い教科書を採択すること、教科書の内容評価は同法の遵守の度合いを基準にすること、採択理由を具体的に公表することを掲載すべきだが、併せて教育長の所見を伺いたい。

県教委としては、本県の子どもたちの状況から、教科書採択にとって基礎基本の着実な定着、郷土の伝統や文化への理解を図ること等が大切であると考えており、これらの内容が、大綱案に盛り込まれていることから、提案はしなかったところであります。

なお、お話を教育基本法の理念等に即したものであること、採択理由を積極的に公表すること等については、県教委の責任において、採択基準に明記し、市町村教委へ毎年度徹底を図っているところであります。

## 【再質問】

県民の代表者である知事に関係するが、教科書採択の方針等を大綱案に明記しなかった理由を教育長が述べたが、これは詭弁であり、教科書採択の方針等は書くべきだ。教科書は心の栄養分として子どもたちを左右するものである。大綱が成案になる前に総合教育会議を開催し、教科書採択の方針や基準を盛り込んでほしい。（要望）

私は、岡山県教育大綱に、教科書の採択方針や基準に、次の3項目を掲載すべきと思います。

その一つは、教育基本法を遵守したよい教科書を採択すること、二つ目は、各社教科書の内容評価は、教育基本法の遵守の度合いを基準にすること、三つ目は採択結果は、採択理由を具体的に公表すること、であります。

最後に、県民の代表である知事さんには、岡山県教育大綱が成案となる前に、改めて総合教育会議の場において、教科書採択の方針や基準について、ご協議をして戴きますよう強く要望させて戴き、一般質問を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。〔了〕